

令和5年度 日出町介護予防・日常生活支援サービス事業者 集団指導

日 時：令和6年3月25日（水） 14：40～
場 所：日出町役場331会議室

次 第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 集団指導
 - (1) はじめに
 - (2) 介護保険制度法令体系
 - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業とは
 - (4) 人員、設備及び運営基準について
 - (5) 事業所指定加算・届出
 - (6) 指導・監査について
 - (7) 高齢者虐待防止・身体拘束禁止規定
- 4 令和6年度介護報酬改定 ほか
- 5 質疑応答
- 6 閉会

日出町 介護福祉課 介護保険係

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1) 介護保険制度について
 - (2) 介護保険法の理念
2. 介護保険制度法令体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 介護予防・日常生活支援総合事業とは・・・・・・・・・・3
4. 人員、設備及び運営基準について・・・・・・・・・・4
 - (1) 基準の性格
 - (2) 用語の定義
 - (3) 人員基準・運営・設備基準
 - (4) 留意事項
5. 事業所指定・加算届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - (1) 事業所指定関係について
 - (2) 給付費算定に係る届出について
6. 指導・監査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (1) 集団指導
 - (2) 実地指導
 - (3) 監査
 - (4) 報酬請求指導の実施方法
 - (5) 介護報酬の返還指導
 - (6) 事業の実施にあたっての注意事項
 - (7) 登記事項証明への記載について
7. 高齢者虐待防止・身体拘束禁止規定・・・・・・・・・・23
 - (1) 高齢者虐待防止法
 - (2) 早期発見・通報等
 - (3) 虐待防止に係る養介護施設等の責務
 - (4) 身体拘束禁止規定
8. 令和6年度介護報酬改定 ほか・・・・・・・・・・26

1.はじめに

(1) 介護保険制度について

介護保険制度とは、高齢者の方が、できる限り自立した生活を送れるように支援するとともに、地域で安心して暮らしていくことを目指す制度です。これは、生活を「**楽にさせるため**」ではなく、今は「**できなくなってしまう**」生活機能を「**できるよう**」に変えていくために利用していただくものです。どうして「**できない**」のか根本原因を探し出し、それを改善していくための方法を見つけ、実践していくことが大切です。

特に要支援などの軽度認定の方は、生活機能や心身機能の改善により、介護保険サービスを利用していなかった頃の元気な生活を送れるようになることが十分に期待できます。

適切に介護保険サービスを利用し、住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らしていけることを目指しましょう。

(2) 介護保険法の理念

第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条（介護保険）

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。

第4条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2. 介護保険制度法令体系【介護予防・日常生活支援サービス部分】

介護保険サービスを実施するには、介護保険法をはじめ、人員、設備及び運営に関する基準条例等、関係法令を遵守しなければなりません。指定介護事業者は、各種法令等を遵守することを前提に、事業への参入が認められています。

| 種類 | 名 称 | |
|----|---|--------------|
| 法律 | 介護保険法（H9 法律第 123 号） | 法 |
| 政令 | 介護保険法施行令（H10 政令第 412 号） | 令 |
| 省令 | 介護保険法施行規則（H11 厚生省令第 36 号） | 規則 |
| | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （H18 年厚生省令第 35 号） | 人員運営基準 |
| 告示 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （H18 年厚生省告示第 127 号） | 報酬算定基準 |
| 通知 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （H11 年老企第 25 号） | 運営基準 解釈通知 |
| | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （H18 年老計発第 0317001 号 など） | 算定基準 解釈通知 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 日出町の条例 | 人員・運営基準は条例委任されているため、日出町の定める条例に従う必要がある。 |
| 介護保険法施行細則 | （平成 30 年 3 月 28 日規則第 10 号） |
| 日出町訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 | （平成 27 年 4 月 1 日告示第 27 号） |
| 日出町通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 | （平成 27 年 4 月 1 日告示第 28 号） |

3. 介護予防・日常生活支援総合事業とは

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業とは

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) サービスの類型

①訪問型サービス (P22～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

| 基準 | 現行の訪問介護相当 | | 多様なサービス | | |
|----------------|--|---------------------------------------|--------------------------|---|---------------------|
| サービス種別 | ①訪問介護 | ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) | ③訪問型サービスB (住民主体による支援) | ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス) | ⑤訪問型サービスD (移動支援) |
| サービス内容 | 訪問介護員による身体介護、生活援助 | 生活援助等 | 住民主体の自主活動として行う生活援助等 | 保健師等による居宅での相談指導等 | 移送前後の生活支援 |
| 対象者とサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 | | ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う | 訪問型サービスBに準じる |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定／委託 | 補助(助成) | 直接実施／委託 | |
| 基準 | 予防給付の基準を基本 | 人員等を緩和した基準 | 個人情報の保護等の最低限の基準 | 内容に応じた独自の基準 | |
| サービス提供者(例) | 訪問介護員(訪問介護事業者) | 主に雇用労働者 | ボランティア主体 | 保健・医療の専門職(市町村) | |

②通所型サービス (P23～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

| 基準 | 現行の通所介護相当 | | 多様なサービス | | |
|----------------|--|---------------------------------------|--------------------------|--|--|
| サービス種別 | ①通所介護 | ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) | ③通所型サービスB (住民主体による支援) | ④通所型サービスC (短期集中予防サービス) | |
| サービス内容 | 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練 | ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等 | 体操、運動等の活動など、自主的な通いの場 | 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム | |
| 対象者とサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 | | ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施 | |
| 実施方法 | 事業者指定 | 事業者指定／委託 | 補助(助成) | 直接実施／委託 | |
| 基準 | 予防給付の基準を基本 | 人員等を緩和した基準 | 個人情報の保護等の最低限の基準 | 内容に応じた独自の基準 | |
| サービス提供者(例) | 通所介護事業者の従事者 | 主に雇用労働者 +ボランティア | ボランティア主体 | 保健・医療の専門職(市町村) | |

(3) 訪問型サービス及び通所型サービスの主な特徴

■指定・指導 事業所所在地の市町村

■対象者 事業所所在市町村の被保険者

事業所所在市町村に住所を有する他市町村の住所地特例者

※他市町村の被保険者（住所地特例者でない）がサービスを利用する場合は、当該被保険者の保険者から指定を受けることが必要。

4. 人員、設備及び運営に関する基準について

(1) 基準の性格

「基準は、介護予防・日常生活支援サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、介護予防・日常生活支援サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと」とされています。

(2) 用語の定義

常勤

勤務時間が、その事業所の就業規則等で定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいう。

※正規・非正規雇用の別ではない。

※同一の事業者により併設される事業所の職務に従事する時間（ただし、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる職務に限る）は通算可能。

常勤換算方法

当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

$$\text{常勤換算後の人数} = \frac{\text{当該事業所の従業者全員分の1週間の勤務延時間数}}{\text{当該事業所の従業者において定められている常勤者の1週間の勤務延時間数}}$$

※併設している事業所の業務を兼務している従業者の場合、当該事業所の従業者としての勤務時間だけを算入することとなる。

Q. <常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い>

常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。 14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A

A. 常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」と

は、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含まない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したもとして取り扱うものとする。

令和6年度改定 人員配置基準における両立支援

人員配置基準における両立支援として、職員が『育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合』に加え『「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合』が追加された。改定後の取り扱いは以下のとおり。

■対象

- ・母性健康管理措置による短時間勤務
- ・育児・介護休業法による短時間勤務制度
- ・「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度

■内容

常勤……週30時間以上の勤務で常勤として扱うことを認める

常勤換算…週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

【参考】6.3.15 介護保険最新情報 vol.1221 「介護保険法施行規則第140条の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」第2-2

勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。

※算入の上限は、従業員一人につき、当該事業所の常勤従業者が勤務すべき勤務時間数とする。

Q. <従業者の勤務延時間数>

通所介護において、確保すべき従業者の勤務延時間数は、実労働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのように取扱うのか。

24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報 vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」

A. 労働基準法第 34 条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。ただし、その場合においても、居宅基準第 93 条第 3 項を満たす必要があることから、介護職員全員が同一時間帯に一齐に休憩を取ることがないようにすること。また、介護職員が常時 1 名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（居宅基準第 93 条第 1 項第 1 号の生活相談員又は同項第 2 号の看護職員）が配置されていれば、居宅基準第 93 条第 3 項の規定を満たすものとして取り扱って差し支えない。

このような取扱いは、通常の常勤換算方法とは異なりサービス提供時間内において必要な労働力を確保しつつピークタイムに手厚く配置することを可能とするなど、交代で休憩を取得したとしても必ずしもサービスの質の低下には繋がらないと考えられる通所介護（療養通所介護は除く）に限って認められるものである。

なお、管理者は従業者の雇用管理を一元的に行うものとされていることから、休憩時間の取得等について労働関係法規を遵守すること。

認知症対応型通所介護についても同様の考え方とする。

専ら従事する **専ら提供に当たる**

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうもの。

※この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいう。

※当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

前年度の平均値

当該年度の前年度の平均のことをいい、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

※小数点第 2 位以下を切り上げた数値とする。

(4) 人員・運営・設備基準

【訪問型サービス（基準型）】※欠員は人員基準違反であり、処分対象となるほか、減算対象となる可能性がある。

| 人員基準 | | |
|-----------|--|--|
| 種別 | 資格 | 配置要件 |
| 管理者 | 資格要件はないが、管理業務を行えるものを配置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の者を1名配置。 ・事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所の職務に従事することができる。 <p>令和6年度改正 管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。 ※「管理者の責務」についてはP13参照</p> |
| 訪問介護員 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 | 常勤換算方法により2.5人以上 |
| サービス提供責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の訪問介護員 ・利用者40人に1人以上 又はその端数を増すごとに1人以上（利用者は、前3月の平均値） <p>（利用者（訪問介護と一体的に運営している場合）… 訪問介護＋基準型サービス＋障害サービス （緩和型サービスの利用者数は含めない）</p> <p>参考「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.2）」</p> |
| 設備基準 | | |
| 事務室及び区画 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な面積を有すること。 ・専用が望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の次号と同一の事務室でも差し支えない（区分がされていなくても業務に支障がないときは事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる）。 ・利用申込の受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保する。 | |
| 設備・備品等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護の提供に必要な設備（洗面台等）及び備品等を確保すること。特に、手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備等（手指殺菌剤の設置等）に配慮すること。 <p>※他の事業所、施設等と同一施設内にある場合であって、訪問型サービス事業又は当該他の事業、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> | |

【訪問型サービス（緩和型）】 ※欠員は人員基準違反であり、処分対象となるほか、減算対象となる可能性がある。

| 人員基準 | | |
|---------|--|---|
| 種別 | 資格 | 配置要件 |
| 管理者 | 資格要件はないが、管理業務を行えるものを配置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の者を1名配置。 ・事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所の職務に従事することができる。 令和6年度改正 管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。 ※「管理者の責務」についてはP13参照 |
| 訪問介護員 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・町が実施する研修修了者 | 必要数 |
| 訪問事業責任者 | 資格要件はないが、サービス提供責任者と同等の業務を行えるものを配置すること。 | 必要数 |
| 設備基準 | | |
| 事務室及び区画 | 事業運営に必要な面積を有すること。 | |
| 設備・備品等 | 訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保すること。特に、手指を洗浄するための設備等（洗面台等）感染予防に必要な備品等（手指殺菌剤の設置等）に配慮すること。 | |

【通所型サービス（基準型）】 ※欠員は人員基準違反であり、処分対象となるほか、減算対象となる可能性がある。

| 人員基準（利用定員 11 人以上の場合） | | |
|----------------------|--|--|
| 種別 | 資格 | 配置要件 |
| 管理者 | 資格要件はないが、管理業務を行えるものを配置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の者を 1 名配置。 ・事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所の職務に従事することができる。 <p>令和 6 年度改正</p> <p>管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。</p> <p>※「管理者の責務」については P13 参照</p> |
| 生活相談員 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事任用資格保有者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員（専門員証が有効期限内の者） ・社会福祉施設長資格認定講習過程修了者 ・介護福祉士（実務経験 3 年以上の者が望ましい） | <ul style="list-style-type: none"> ・提供時間数に応じて、専ら通所型サービスの提供に当たる生活相談員を 1 名以上配置。 ・サービス提供日ごとに配置。 ・提供時間数^{※1} = 提供日ごとに確保されるべき生活相談員の勤務時間数^{※2} <p>※1…当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数（ただしサービスが提供されていない時間帯は除く）</p> <p>※2…労働基準第 34 条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間数は含まれる。</p> |
| 介護職員 | 資格要件はないが、適切に介護を行えるものを配置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・提供時間数に応じて、専ら通所型サービスの提供に当たる介護職員を所定の人数確保すること。 <p>①利用者数 15 人まで 介護職員の人数：1 人以上 確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数</p> <p>②利用者数：16 人以上 介護職員の人数：(利用者数-15) ÷ 5+1 確保すべき勤務延時間数 = {(利用者数-15) ÷ 5+1} × 平均提供時間数</p> <p>※平均提供時間数 = 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護の単位ごとに介護職員を常時 1 名以上確保すること。 ・生活相談員又は介護職員のうち 1 名以上は常勤でなければならない。 |

| 人員基準（利用定員 11 人以上の場合） | | |
|----------------------|--|---|
| 種別 | 資格 | 配置要件 |
| 看護職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師 ・ 准看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専ら通所型サービスの提供に当たる看護職員が 1 名以上確保されること ・ 指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能。（提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図ること。） ※「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保していること。 |
| 機能訓練指導員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 看護師 ・ 准看護師 ・ 柔道整復師 ・ あん摩マッサージ指圧師 ・ はり師、きゅう師 （一定の実務経験を有する者） | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 名以上配置。 ※個別機能訓練加算を算定しない事業所であっても、機能訓練指導員の配置は必要。 ※個別機能訓練加算を算定する場合は別途要件が設定されている。 |
| 設備基準 | | |
| 食堂及び機能訓練室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な広さを有すること。 ※食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 | |
| 静養室 | 利用定員に見合った広さの静養専用の部屋を準備すること。 | |
| 相談室 | 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていなければならない。 | |
| 事務室 | 事務を行える部屋を確保すること（通所型サービスの提供に支障がないよう十分な広さが確保できていれば、他の事業所との兼用可）。 | |

| | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。 |
| 設備・備品 | サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 |

| 人員基準 | | ※利用定員10人以下の場合 |
|---------|----------|---|
| 種別 | 資格 | 配置要件 |
| 管理者 | 11人以上と同じ | 11人以上と同じ |
| 生活相談員 | 11人以上と同じ | 11人以上と同じ |
| 介護職員 | 11人以上と同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・提供時間数に応じて、専ら通所型サービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が1名以上確保されること。 ・通所型サービスの単位ごとに介護職員又は看護職員を常時1名以上確保すること。 ・生活相談員、介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。 |
| 看護職員 | 11人以上と同じ | |
| 機能訓練指導員 | 11人以上と同じ | 看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されること。 |

【通所型サービス（緩和型）】 ※欠員は人員基準違反であり、処分対象となるほか、減算対象となる可能性がある。

| 人員基準 | | |
|-------|------------------------------|---|
| 種別 | 資格 | 配置要件 |
| 管理者 | 資格要件はないが、管理業務を行えるものを配置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の者を1名配置。 ・事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所の職務に従事することができる。 <p>令和6年度改正</p> <p>管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。</p> <p>※「管理者の責務」についてはP13参照</p> |
| 介護職員 | 資格要件はないが、適切に介護を行えるものを配置すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の数15人までの場合は1以上、15人を超える場合は必要数を配置すること。 ・通所型サービスの単位ごとに介護職員を常時1名以上確保すること。 ・通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業の指定を併せて受け、かつ緩和型サービスと一体的に運営されている場合は、通所介護等従業者が利用者の処遇に支障がない範囲で緩和型サービスに従事することで基準を満たしているものとみなす。 |
| 設備基準 | | |
| 施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・緩和型サービスを提供するために必要な広さを有すること。 ・合計面積$\geq 3\text{m}^2 \times$利用定員 |
| 設備・備品 | | サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 |
| 備考 | | 通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業の指定を併せて受け、かつ緩和型サービスと一体的に運営されている場合は、基準条例第95条等を満たすことで基準を満たしているものとみなす。 |

■管理者の責務

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。具体的には、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にされたい。

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）

(5) 留意事項

① 訪問介護及び通所介護と一体的に運営している事業所における利用者の考え方

訪問型サービス

人員基準における利用者数

| サービス提供責任者の配置数にかかる利用者 | 必要なサービス提供責任者 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 訪問介護＋基準型サービス＋障害サービスの利用者の合計 | 40 人に 1 人以上又はその端数を増すごとに 1 人以上 |
| 緩和型サービスの利用者 | 必要数 |

通所型サービス

サービス提供における利用定員

基準型：通所介護（地域密着型通所介護）と基準型を合わせた定員

緩和型：必要数

※ただし、基準型の利用定員の中で緩和型の利用者を含めることも可能。その場合は、緩和型の利用者を含めた人数で人員基準を適用することになる。

人員基準における利用者数

| 介護職員の人員基準における利用者数 | 必要な介護職員数 |
|---------------------|------------|
| 通所介護＋基準型サービスの利用者の合計 | 15 人まで 1 人 |
| 緩和型サービスの利用者 | 必要数 |

② 記録の整備

- ・事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ・事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、サービス提供完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 個別サービス計画

(2) 具体的なサービス内容等の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

※完結の日とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。

※保存期間は、国の省令では2年間だが、町の条例で5年間と定めているので留意すること。

③ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の
基本報酬への加算の取扱い

当該月の利用者数の実績が前年度における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合には、その月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算する。

「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老老認発 0316 第 4 号老老発 0316 第 3 号令和 3 年 3 月 16 日)

人員・運営・設備基準は遵守すること

利用定員超過若しくは人員基準欠如の場合、報酬算定は3割減算となる。

通所型サービスの場合…

定員超過利用減算

- ・ 1 月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。

$$\text{利用者平均数} = \frac{\text{サービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者の最大数の合計}}{\text{当該月のサービス提供日数}}$$

※小数点以下切り上げ

- ・ 定員超過利用となった月の翌月から定員超過利用が解消された月まで減算。
- ・ 利用者全員について減算。

・ 人員基準欠如減算

- ・ 看護職員の場合：1 月間の職員の数の平均を用いる。

$$\text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数}$$

介護職員の場合：利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。

$$\text{職員の 1 月の勤務延時間数} \div \text{本来確保すべき勤務延時間数}$$

- ・ 必要人員から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消された月まで、利用者全員について減算。
- ・ 必要人員から 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消された月まで、利用者全員について減算。
ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合は減算しない。

5. 事業所指定・加算届出

1. 事業所指定関係について

(1) 指定変更届

- 提出期限 変更があったときから10日以内
- 主な変更事由
 - ・事業所・施設の名称、所在地
 - ・事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地
 - ・代表者の職・氏名、生年月日及び住所
 - ・事業所・施設の管理者の氏名及び住所等
 - ・サービス提供責任者・訪問事業責任者の氏名、住所
 - ・登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）
 - ・運営規程 ※「文言の変更」等の軽微な変更については、届出不要。

(2) 指定の更新

指定を受けた日から6年ごとに指定の更新を受ける必要がある。

- 提出期限 有効期間満了日の属する月の前月の末日
 - ※有効期間の満了を迎える事業者に対して、年度ごとに勸奨通知を送付する予定であるが、各事業者においては、自身の「指定有効期間満了日」を確認の上、受付期間内に下記書類を揃え、忘れずに指定更新申請手続きを行うこと。

■指定有効期間の短縮

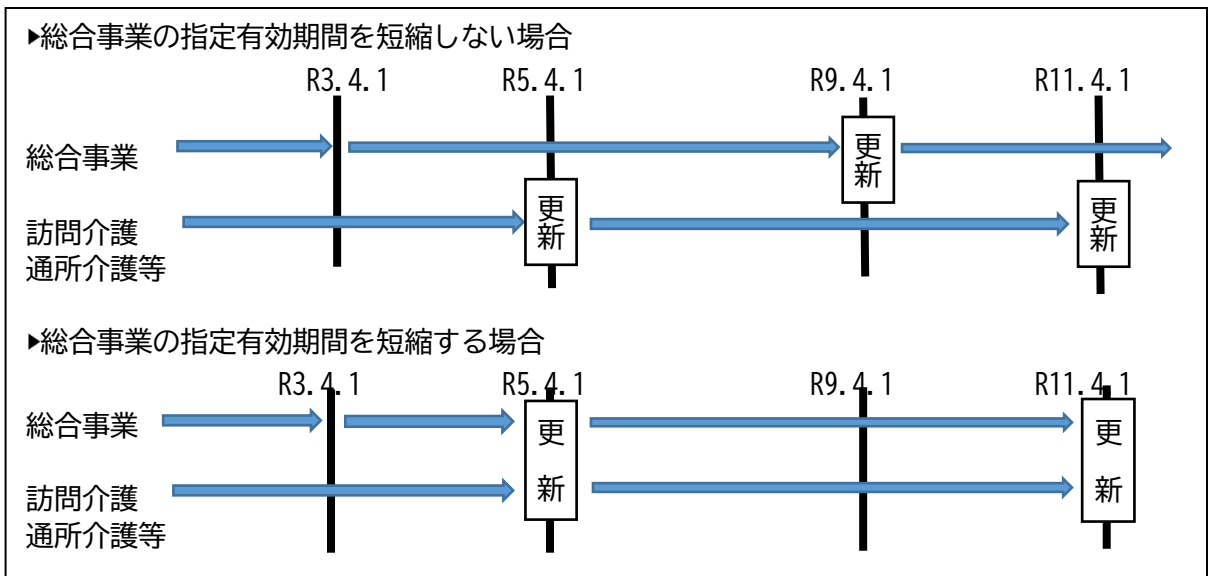
既に指定を受けている訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護と一体的に運営している事業者である場合に限り、事業者の申出により、指定有効期間を短縮することができることとなっている。これにより、次回以降、双方の指定更新手続きを同時期に行うことができる。有効期間の短縮を希望する事業者は、更新申請時に「指定有効期間短縮の申出書」を併せて提出する必要がある。

▶受付期間 指定有効期間満了日のひと月前まで

▶指定有効期間の短縮のメリット・デメリット

メリット……指定更新手続きを同時期に行うことで、事務の簡略化につながる。

デメリット…初回のみ原則6年間の指定有効期間満了前に指定更新を行う必要がある。



(3) 事業の休止・廃止の届出

■提出期限 事業の休止・廃止予定日の1月前

※事業の休止・廃止時の留意事項

介護保険法に基づき、事業の休止・廃止時又は指定辞退時の利用者に対して、事業者には継続的なサービスの提供のための便宜提供が義務付けられている。(他事業所の紹介や介護支援専門員・他事業所との連絡調整等)

2. 給付費算定に係る届出について

| サービス種類 | 必要書類 |
|---------|--|
| 全サービス共通 | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③運営規程・重要事項説明書（変更がある場合） ④各種資格・研修要件に関する修了証書 等 |
| 通所型サービス | ①サービス提供体制強化加算に関する届出書 等 ②勤務形態一覧表 |

【届出に係る加算等の算定の開始時期】

| サービス種類 | 届出の提出期限及び算定開始月 |
|-------------|---|
| 全サービス共通 | 各月15日までの届出 ⇒ 翌月から算定可 16日以降の届出 ⇒ 翌々月から算定可 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 【次年度更新】 前年度の2月末日までに提出 ⇒ 該当年度の4月より算定可 【新規算定等】 加算取得月の前々月末まで ⇒ 提出月の翌々月より算定可 |

※令和6年度改定にかかる届け出の提出期限は、4月10日とする。新様式は近日中に町HPに掲載予定。

※期限内に届出を提出した場合でも、不備により、加算要件の適合の有無が確認できない場合は、原則として確認できる書類の提出があった日を提出日とする。

（例：9/10に届出の提出があったが、加算要件に適合しているか確認できない状態で、9/20に修正した書類の提出があり、要件が確認できた場合⇒11月から算定）

6. 指導・監査について

(1) 集団指導

介護予防・日常生活支援総合事業所を運営する事業所を一定の場所に集め、講習会方式により指導を行います。「指導」と付きますが、位置づけとしては、事業所が適切な運営を行うための情報提供の場です。介護報酬の改定など、事業所に関係の深い制度改正があった時期に合わせて行います。

■主な指導内容

- ・ 指定事務の制度説明
- ・ 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止

(2) 運営指導

介護予防・日常生活支援総合事業を提供する事業所において、事業所が作成した書類等に基づき面談方式で行います。

■主な指導内容

介護予防・日常生活支援総合事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営に関する基準、介護報酬請求事務（必要に応じて過誤調整返還を指導する）

(3) 監査

監査は、入手した各種情報により人員、設備、運営に関する基準違反や不正請求が疑われる場合、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。指定基準違反や不正請求が疑われる場合には、厳正かつ機動的な対応を行うこととします。

■各種情報とは

- ・ 通報・苦情などによる情報
- ・ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ・ 国民健康保険団体連合会からの通報
- ・ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す情報
- ・ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

※「監査」は、無通告（当日に通知書持参）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性の高い方法で実施する場合があります。

(4) 報酬請求指導の実施方法

指導担当者が、加算体制の届出状況及び介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱いなどが認められた場合には、加算等

の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

(5) 介護報酬の返還指導

実地指導等において、介護報酬の返還が必要と認められる場合には、原則として次のとおり取り扱います。(過誤調整)

- ・介護サービス提供の記録が全く存在しない場合には、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導する。
- ・基準条例及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導。
- ・厚生労働省・日出町が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導する。

※返還命令、過誤調整を行う場合、返還金と別に「加算金」が請求されることもあります。

(6) 事業の実施にあたっての注意事項

以下のような事例がないように注意してください。

- ・重要事項に、利用者本人以外が署名している。
⇒本人が身体状況により署名できない場合は、代筆と分かるようにした上で、本人の氏名の後に代筆者の氏名と続柄を記入すること。また、意思確認ができない等により本人に代わって家族が署名を行う場合は、代理と分かるようにした上で、本人の氏名の後に代理者の氏名と続柄を記入すること。
- ・「その他の日常生活費」について、自己負担金として全利用者から毎月定額を一律に徴収していた。
⇒お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳を明らかにする必要がある、運営規程に「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額を記載しなければならない。
- ・重要事項説明書の記載事項が、運営規程と異なる項目がある。
⇒重要事項説明書と運営規程の記載内容について整合性を図ること。
- ・重要事項説明書の説明日及び同意日の確認ができない。
⇒サービス提供開始前に、重要事項説明書について説明した上で、同意を得ること。
- ・個別計画における利用者の同意日がサービス提供開始後となっている。
⇒個別計画作成からサービス提供及び評価、記録までの一連の業務を適切に行うこと。
- ・人員基準が満たされていない日がある。
⇒必要な人員を確保し、人員基準を遵守すること。

(7) 登記事項証明への記載について

登記事項証明において、実施サービスの記載が必要です。未整備の事業所は、次回の指定更新までに整備をしてください。

■記載の例

- ・介護保険法上 第一号訪問事業、第一号通所事業
- ・老人福祉法上 老人居宅介護事業、老人デイサービス事業

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の書き方・注意すること

(1) 様式の標準化

介護現場の文書負担軽減を図るため、指定申請のための様式の標準化に向け、国から標準様式例が示されました。これにより、原則として全国統一様式になります。この標準様式例に合わせ、町の様式の改正を行いました。新しい様式は、令和6年4月1日以降利用します。記入要領等は、64ページをご参照ください。

※新しい様式は近日中に町ホームページへ掲載の予定です。

(2) 用語の定義

常勤専従：常勤の職員で当該事業所において1つの職種にだけ従事している者

常勤兼務：常勤の職員で当該事業所において2つ以上の職種に従事している者

非常勤専従：非常勤の職員若しくは他の事業所と兼務している者で、かつ、当該事業所において1つの職種だけに従事している者

非常勤兼務：非常勤の職員若しくは他の事業所と兼務している者で、かつ、当該事業所において2つ以上の職種に従事している者

(3) 記入における注意事項

■共通事項

以下のような不備が散見されます。

- ・勤務時間数の合計が合わない。
→提出前に必ず確認を行ってください。
- ・兼務している他の職種や他の事業所での勤務時間を分けずに記載している。
→事業所内で兼務がある場合は、職種ごとに分けて時間を記載する。
原則的に、他の事業所での勤務時間は、勤務形態一覧表へ計上しない。

■訪問型サービス

サービス提供責任者の必要数を算出する際の取扱については、下記のとおりとする。

- ・訪問型サービス（基準型）、訪問介護、介護予防訪問介護、障害者自立支援法に基づくサービス利用者の数を含める。
- ・訪問型サービス（緩和型）の利用者の数を含めない。
- ・サービス提供責任者と管理者を兼務する場合は、常勤兼務であっても常勤専従とみなす。
- ・必要なサービス提供責任者の数が、計算の結果0.5を下回る場合は0.5以上とする。

■通所型サービス

- ・人員基準における必要な勤務延時間は、サービス提供時間帯にかかる勤務時間である。

- ・ 人員基準を確認する場合には、「常勤換算方法」は使用しない。
- ・ 加算に関する人員について確認する場合は、「常勤換算方法」を利用することがある。

例) サービス提供体制強化加算

職員の割合算出に「常勤換算方法」を用いる。

常勤職員の場合は、実際の勤務時間に拘らず、1人と数えることができる。

7. 高齢者虐待防止・身体拘束禁止規定

令和2年12月22日に高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果が公表され、令和元年度に全国で1万7千件の高齢者虐待事案が発生し、前年度からは微減したものの、高止まりの傾向が続いているとされています。

利用者が安心して過ごせる環境を提供できるよう、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実・強化を図っていくことが重要です。

(1) 高齢者虐待防止法

■正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H17 法律第 124 号）」

■目的

虐待を受けるおそれのある高齢者の保護、養護者及び養介護施設従事者を支援して負担を軽減することにより、高齢者への虐待を防止し、高齢者の権利・利益を擁護すること。

■高齢者虐待防止法の概要

- ・ 高齢者虐待を初めて定義
- ・ 「早期発見・早期対応」を主眼に置く
- ・ 高齢者を養護する者の支援も施策として位置づけ
- ・ 家庭内だけでなく福祉サービス従事者による虐待も対象
- ・ 住民に身近な市町村が対応の中心

高齢者虐待の例

| 区分 | 内容と具体例 |
|----------------|--|
| i 身体的虐待 | 暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等 |
| ii 介護・世話の放棄・放任 | 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自体の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・ 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等 |

| | |
|-----------|---|
| iii 心理的虐待 | 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・排せつの失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する |
| iv 性的虐待 | 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する |
| v 経済的虐待 | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等 |

(参考)「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成 15 年度)、財団法人医療経済研究機構

(2) 早期発見・通報等

■『法第 5 条第 1 項：早期発見』

養介護施設、病院、保健所その他高齢者施設の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

■『法第 5 条第 2 項：早期発見等』

前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

■『法第 7 条：通報等』

- ・高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合及び当該高齢者が「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。
- ・秘密漏洩罪(刑法)、その他守秘義務法規の適用外であり、個人情報保護法に反するとは解されない。

(3) 虐待防止に係る養介護施設等の責務

・『法第 20 条：養介護施設設置者等による虐待防止の措置』

- ・養介護施設設置者は当該従事者等へ研修を実施すること。
- ・利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること。
- ・高齢者虐待の防止のための措置を講じること
(高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引きの整備、ケース会議の実施など)

・『法第 21 条：養介護施設従事者等による通報等』

- ・業務に従事する養介護施設・事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ・秘密漏洩罪(刑法)、その他守秘義務違反にはあたらない。
- ・養介護施設従事者等は、高齢者虐待の通報をしたことを理由として、介護その他不利益な取り扱い

いを受けない。

(4) 身体拘束禁止規定

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、高齢者の身体機能は低下し、寝たきりにつながる恐れがある。さらに、人間としての尊厳も侵され、時には死期を早める事例も生じかねない。

そのため、身体拘束の問題は高齢者ケアの基本的なあり方に関わるものであり、高齢者が利用する介護保険施設等では、身体拘束が禁止され、「身体拘束ゼロ作戦」として身体拘束のないケアの実現に向け、関係者が一致協力していく必要がある。

▶禁止の対象となる具体的な身体拘束の行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

■やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

介護保険指定基準上、「当該利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められるが、「一時的に発生する突発事態」のみに限定されるものである。これは、上記の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている事例に限られる。

① 3つの要件を満たしているかの判断

3つの要件を満たしているかの判断は、施設全体としての判断が行われるようあらかじめルールや手続きを定めておく。特に、施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において、確認・検討する体制を整えておくこと。

【切迫性】身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

【非代替性】身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手段が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

【一時性】本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

② 本人や家族への説明

本人や家族に対して、実際に身体拘束を行う時点において、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明手続きや説明者について、事前に明文化しておくこと。

③ 状態の観察、再検討

常に状態を観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除すること。

④ 記録

「緊急やむを得ず」身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しておくこと。また、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有すること。

8. 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度報酬改定における重要事項を抜粋して掲載します。

1 基本報酬の改定

(1) 訪問型サービス

(基準型)

| 利用区分 | 現行 | 改定後 |
|---------------------|----------|----------|
| 週1回程度（事業対象者、要支援1～2） | 1,176 単位 | 1,176 単位 |
| 週2回程度（事業対象者、要支援1～2） | 2,349 単位 | 2,349 単位 |
| 週3回程度（事業対象者、要支援2） | 3,727 単位 | 3,727 単位 |

(2) 通所型サービス

(基準型)

| 利用区分 | 現行 | 改定後 |
|-------------------|----------|----------|
| 週1回程度（事業対象者、要支援1） | 1,672 単位 | 1,798 単位 |
| 週2回程度（事業対象者、要支援2） | 3,428 単位 | 3,621 単位 |

(3) 検討中の事項

- ・緩和型サービスの報酬単価
 - ・各サービスコードの運用における日出町のローカルルール部分
- ※基本的には国の基準どおりを予定しており、4月中に内容を通知する予定です。

2 給付費算定について

令和6年4月以降の給付費算定について、53ページに記載の取り扱いとなります。届出がない場合、自動的に減算扱いとなるものもありますので、必ずご確認ください。
令和6年4月以降の加算届出については4月10日までにご提出ください

3 義務化に伴う経過措置について

(1) 感染症対策の強化

目的：感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底

経過措置：令和7年3月31日までは減算なし

内 容：●感染対策委員会の開催（おおむね6カ月に1回以上）

検討結果を従業者へ周知徹底する

●感染症に係る指針の整備

●研修および訓練の実施（年1回以上）

(2) 業務継続に向けた取り組みの強化

目的：感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する

経過措置：通所型…令和6年4月

訪問型…令和7年4月まで ※義務化されたことを踏まえ、速やかに作成すること。

内 容：●計画の策定

従業者に対し計画について周知徹底する

●研修および訓練の実施（年1回以上）

※以下の基準に適合していない場合は減算となる。

- ・業務継続計画を策定
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

〔参考〕厚労省ホームページに、業務継続計画のひな形や作成支援のための研修資料・動画が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

目的：認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していくこと

経過措置：令和6年3月

内容：介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。

※新規採用者については、採用後1年を経過するまでに研修を実施

※必要な措置とは、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等など。〔参考〕令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問161

(4) 高齢者虐待防止の推進

目的：利用者の人権の擁護、虐待の防止等

内容：●虐待防止検討委員会の定期的な開催

また、その結果を従業者へ周知徹底する。

●虐待防止のための指針の整備

●虐待防止のための研修の定期的な実施（年1回以上）

●虐待防止を適切に実施するための担当者の設置

※以下の措置が講じられていない場合に減算となる。

※運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載することも必要です。

〔参考〕指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人） 第2-2-（11）

5 運営基準における改正点等

(1) 人員配置基準における両立支援への配慮

『職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合』に加えて、『「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合』を追加

(2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化。

(3) 「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規定の概要等の重要事項等の情報を「書面掲示」に加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

※令和7年度から義務付け

6 その他

総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は、従来通り地域包括支援センターまたは地域包括支援センターからの委託により実施します。指定を受けた居宅介護支援事業者が行うことができるのは、「介護予防支援」のみです。